

1. 「余裕財産の明確化」および「再投下計画」について議論

～第 6 回社会保障審議会 福祉部会～

2. 「地域公益活動」の位置付けや責務について議論

～第 7 回社会保障審議会 福祉部会～

3. 介護報酬改定の具体的議論始まる ～ 社会保障審議会 介護給付費分科会 ～

1. 「余裕財産の明確化」および「再投下計画」について議論

～第 6 回社会保障審議会 福祉部会～

10 月 16 日（木）、第 6 回社会保障審議会福祉部会が開催された。

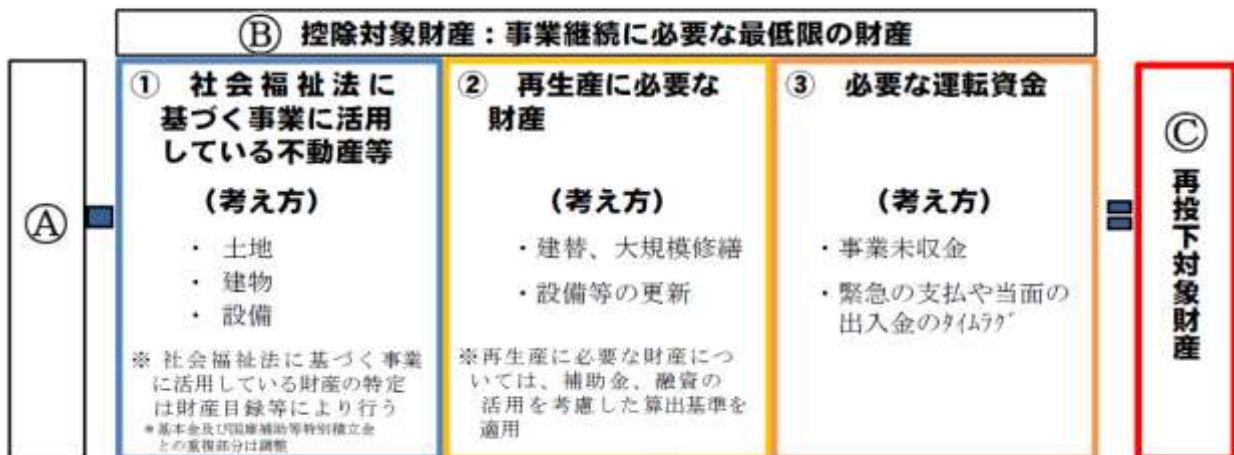
社会福祉法人の余裕財産の明確化および公益性の発揮を目的とした、「再投下計画」の枠組みについて、それぞれ厚生労働省から以下のようなイメージが示された。

社会福祉法人の余裕財産の明確化

- 社会福祉法人の①すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、②事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を③再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{①}$$

② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

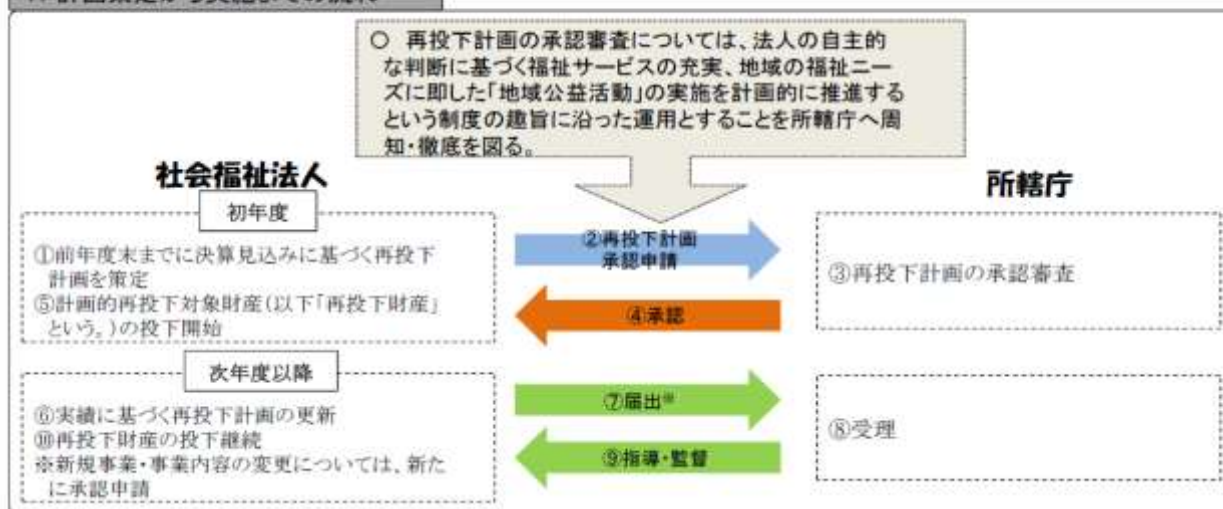


③ 再投下対象財産

*負債との重複部分については調整。

再投下計画の枠組み

1. 計画策定から実施までの流れ



2. 計画内容

- 個別の再投下事業ごとに以下の内容を記載(固定資産の処分が必要な場合には、処分内容を含む)
- ・事業の内容
 - ・実施期間(年次計画を含む)
 - ・計画全体に係る投下総額及び内訳
 - ・各年度の積立額及び支出額 等

委員からの主な意見は、以下のとおりである。(→部分の回答は厚生労働省)

○余裕財産の明確化について

- ・寄付金の扱いについては控除対象財産に含まれるのか。(武藤参考人・藤野委員代理)
→今後の検討課題となるが、使途が示されているような寄付金については、基本金として扱ってよいのではないかな。
- ・本部機能に係る経費については、どのような扱いになるのか。(武藤参考人)
→どこまでが事業に必要かどうかはこれから検討するが、必要性があれば認めたい。
- ・法人の事業拡大や新規事業については、どのような扱いになるか。(武藤参考人)
→再投下対象財産として再投下計画のなかで、目的を明確にして積み立ててもらう。
- ・Bの控除対象財産の部分を大きく見せかけられないようにしてほしい。
(平川参考人・花井委員代理)
- ・運転資金については、3か月分は必要ではないか。(対馬委員)
- ・再投下対象財産の試算式や試算システムを示して欲しい。(高橋英委員、福岡委員)
→システムについては、用意が必要かと考えている。

○再投下計画の枠組みについて

- ・再投下計画については、「所轄庁の承認」が必要となっている。所轄庁の都合や考えを押し付けるわけではないことは強調されていたが、法人の自主性を最大限尊重するに

は、本当に「承認」でよいのか。また、他県との兼ね合いが必要になるケースも考えられるのではないかと。(藤井委員)

→広域的な判断が求められるケースについては、今後検討していく。

- ・社会福祉法人はこれまでこのような計画を作ってこなかった経緯があるので、これを機に計画を作る仕組みを必要とする。ただ、将来的には、もう少し流動性があってもよいのではないかと。(藤井委員)
- ・所轄庁が「承認」するにあたっては、一定の類型化をしてほしい。(平川参考人)
- ・誰がどういう根拠で「承認」をするのか。法人の自主性を重んじると、②の再生産に必要な財産などはいくらでも積むことができるようになってしまっているのではないかと。(西條参考人)
- ・社会福祉法人の財産は、国民に信託された財産という一面もあり、公共性の担保からも、ある程度の行政の関与は必要であるが、「承認」というよりは、「確認」の方が良いのではないかと。“事業の公益性”“余裕財産が地域公益活動に投下されているか”“地域住民のニーズを反映しているか”“資金が計画通り執行されているか”を所轄庁が確認すべき。(関川委員)
- ・所轄庁の「承認」が必要となると、急きょ年度内での新規事業の立ち上げたい場合などの対応が遅くなるのではないかと。(対馬委員)
- ・地域ニーズに迅速に対応していくためにも、事後承認も認めてほしい。(高橋英委員)
- ・「承認」だけではなく、むしろ結果(成果)を見ていくことが重要。(柳川委員)

○「地域公益活動」について

【総論】

- ・地域公益活動は、地域包括ケアを意識して進めていくべき。(堀田委員)
- ・地域公益活動の考えのなかに、社会福祉法人でなくてはできないことという考えが明確ではないのではないかと。(鎌倉委員)
- ・地域公益活動の内容については、社会福祉法人の場合は必ずやらなければならないものであるということが重要なのであって、内容については、NPO法人などの活動を同様でよい。(藤井委員)
- ・地域ニーズへの対応はNPO法人が実施しているから社会福祉法人がやらなくてよいということではなく、むしろ財政基盤の安定した社会福祉法人が安定的に事業を行うべき。(宮本委員)
- ・山間部等で他に事業者がなく、一人のために片道1時間かけて訪問サービスを実施しているような採算性のない事業を実施しているなどの場合もあるが、だからといって赤字事業をすべて地域公益活動として認めてくれというのは、考えにくいだろう。(藤井委員)
- ・地域公益活動については「地域」に限定しているが、遠方の災害支援、アジアの貧困地域への支援など、「地域」に限らない対応ができるようにすべきではないかと。(関川委員)
- ・再投下計画のなかには、地域公益活動の内容が当然含まれるが、地域公益活動の承認

と、再投下計画の承認については、どのように整理するのか。(武居委員)

- ・地域公益活動の実施をしない場合のペナルティについてはどうするのか。(橘委員)
- ペナルティについても今後議論しなくてはならない。

- ・社会福祉法人が実施してきた地域公益活動は、類型化されていないものが多く、類型化されていない制度の狭間のニーズに応えることが大きな意味を持つのではないか。

(福岡委員)

- ・定款にすべての事業を記載するというのが大きなハードルとなっている。自主的な判断に基づいた事業展開が大事である。(藤井委員)
- ・社会養護の分野などでは、本来業務の範囲でやらなくてはならないことがまだ不十分である。まずは本来業務をしっかり行い、周辺業務を行う。そういった順序の話をしていかないと本末転倒になってしまう。(武藤参考人)
- ・本来業務をおろそかにしてよいということは、事務局も委員も誰も思っていないことであり、本来業務をしっかりやっていただきたい。今は、本来業務をしっかりやってきたから何もしなくて良いということが社会に通用しなくなってきたことが課題である。本来業務では満たされていないニーズへの対応や新しいイノベーションを示していけないと公益法人とは言えない。(田中座長)

【地域ニーズを発見する仕組みについて】

- ・地域ニーズの把握には専門職を活用しての把握が望ましいのではないか。(石橋委員)
- ・地域の新たなニーズを発見するのは、現場のワーカーが最も多く、現場の声を聞くことが重要である。現場の声をくみ上げるシステムにしなくていけない。(武居委員)
- ・地域ニーズは現場で発見されることが基本だが、それだけでは限界もあるので、地域の声を取り入れ、ニーズを引き出すことが必要。(藤井委員)

【事業区分について】

- ・そもそも今の事業区分は時代に合っておらず、枠組みを考えるべきではないか。(藤井委員)
- ・第2種社会福祉事業の定義を拡大するなどの根本的な見直しも必要ではないか。(西條参考人)
- ・社会福祉事業、公益事業の範囲も見直すべきではないか。「所轄庁が認めるもの」とするなど公益財団法人における公益目的事業の仕組みのように包括的な規程を考えてほしい。(関川委員)

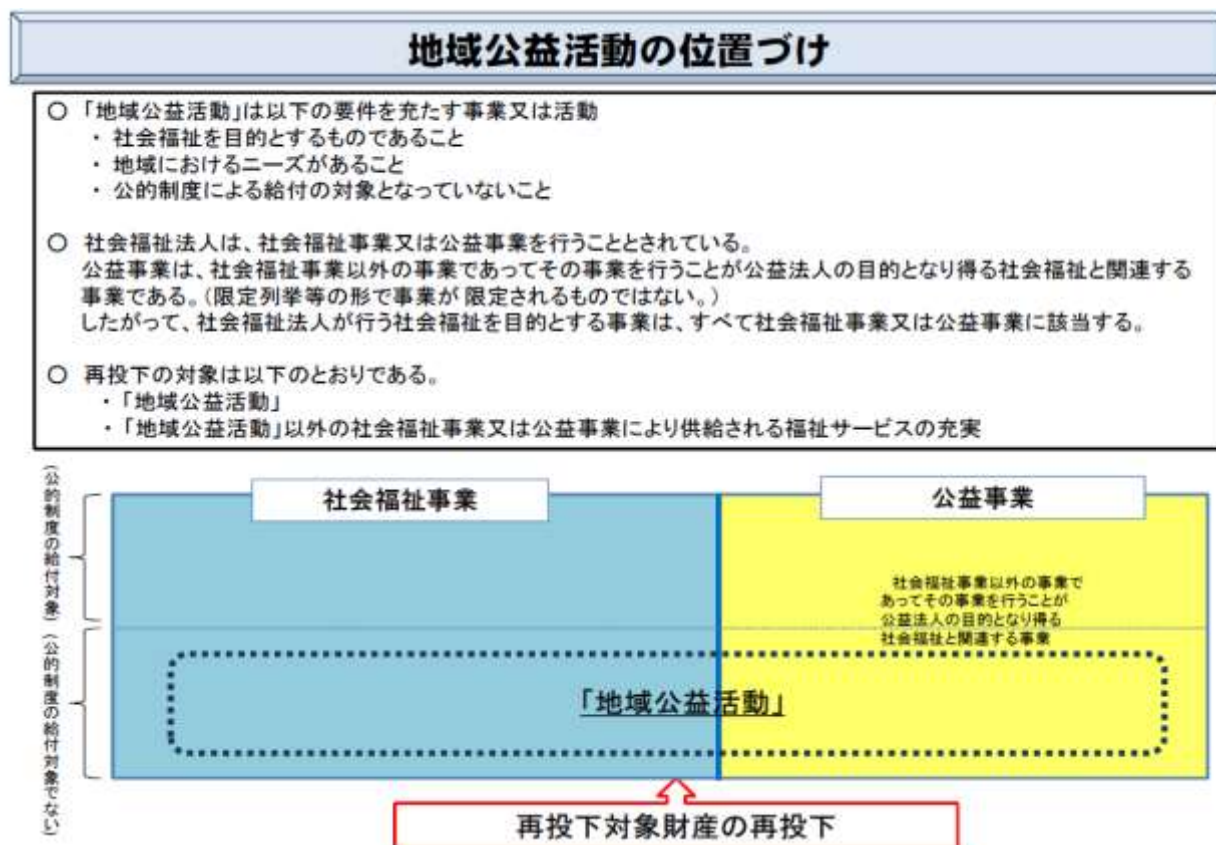
当日資料は、以下の URL にて公開されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000061590.html>

2. 「地域公益活動」の位置付けや責務について議論 ～第7回社会保障審議会 福祉部会～

10月20日（月）に、第7回社会保障審議会福祉部会が開催され、社会福祉法人の「地域公益活動」の位置付けや責務について、それぞれ厚生労働省から以下のようなイメージが示された。

【地域公益活動の位置づけについて】



【地域公益活動に係る責務について】

- ① 「地域公益活動」（直接費用の支出を伴わないものを含む。）を実施することをすべての社会福祉法人の責務として法律上位置付ける。
 - ② 「地域公益活動」の実施状況を公表することを法律上明記する。
 - ③ 再投下対象財産を保有する法人は、必ず、当該財産を活用して地域の福祉ニーズを踏まえた「地域公益活動」を計画的に実施することとし、その上でさらに再投下可能な財産がある場合には、これを「地域公益活動」以外の社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスの充実に計画的に投下することとする。
- その際、公益的な見地から地域の福祉ニーズを把握する枠組みを整備する。

委員からの主な意見は、以下のとおりである。（→部分の回答は厚生労働省）

○地域公益活動の位置付けについて

【公的制度による給付の対象の有無について】

- ・地域公益活動の要件として、公的制度による給付の対象となっていないことがあるが、単に不採算事業というだけで、地域公益活動に位置付けるものではないということはあるが、一部でも公的な給付が入っていると地域公益活動の対象としないとするのがこれからの福祉サービスの充実につながるのかは疑問がある。（武居委員）
- 考え方としては、地域公益活動は社会福祉法人の本来的に求められているもの。社会福祉法人には公的な要素と民間としての要素があるが、この地域公益活動は民間として、公的な給付の対象でない事業が求められている。
- ・同じ事業でも自治体によって一部補助が出ているところもあれば、全く補助のないところもある。補助金の有無で、地域公益活動と見なされるかを判断することは理解ができない。（高橋英委員）
- ・この枠組みでは、単年度補助などについては、その（補助の入った）年は（地域公益活動から）外れてしまうという懸念があるということ。（田中座長）
- 補助が入っている事業や事業の延長で行っている事業に公益性がないとは言わないが、制度化するにあたっては範囲を設けてはどうかという考え。この議論の背景にはイコルフットィング論があり、他の事業体と違いを示していかなければならないなかで、社会福祉法人がこれまでの公益性だけでなく、社会福祉法人たる公益性を示していくには、制度外の福祉ニーズ、公的補助のない事業を実施していく必要があるのではないか。
- ・イコルフットィング論から事業の差別化を図ることは難しいのではないかと。医療法人制度においても、社会医療法人の事業を他の医療法人がやっていないわけではない。公的な給付がある事業でも条件設定は設け、地域公益活動として認めるべきではないか。（武居委員）
- ・新規事業を実施する際に、自治体に補助金を依頼することは、多くある。ここで補助金が付いたから地域公益活動でなくなるというは変な話である。公的な給付の対象となっていないとは何かについては細かく議論していかなければならない。（藤井委員）
- ・本来事業のなかにも、児童養護施設によるアフターケアなど、義務化されているもののまったく公的給付の入らない事業もある。地域公益活動の整理が必要ではないか。（藤野委員）

【行政の関与について】

- ・費用支出を伴わない地域公益活動についても、現況報告書提出による報告など、なんらかの形で行政が関与すべき。（関川委員）
- ・行政が地域ニーズを把握し、適切な判断をできるかは行政によってかなり差がある、その行政が地域公益活動を承認するということには疑問が残る。承認ではなく、届出だけで良いのではないかと。（対馬委員）

→承認という形がよいかどうかはこれから検討する。地域ニーズの把握については、現場の声が届くような仕組みにしたいとは考えているが、福祉の責任のある行政の関与は必要である。

【地域公益活動の責務について】

- ・地域公益活動に係る責務のなかで、地域公益活動の実施ありきで、さらに地域公益活動以外の社会福祉事業又は公益事業に投下するような書き方に受け取れるが、本末転倒ではないか。(福間委員)

→必ず地域公益活動を実施していただきたいということで、このような順番で記載したが、時系列を示したつもりはない。また、すべての財産を地域公益活動に使用することは言っていない。

- ・実際の法人経営者は地域公益活動と拡大再生産の2つをばらばらで考えることはないが、今の地域公益活動に係る定義の書き方だとばらばらで考えざるを得なくなる。(藤井委員)

→基本的には、社会福祉法人が福祉サービスと地域公益活動への投下を一体的に考えるものであり、地域公益活動にすべて投下するのではなく、計画的に福祉サービスにも投下して欲しい。ただ、今回は、地域公益活動が求められているということを念頭に置いている。

【地域における協議会について】

- ・社協が期待される役割を担っていれば、地域協議会の議論はなされなかったはず。多領域に渡る取り組みが必要であり、どうすれば協働・連携した取り組みができるかを検討すべき。(藤井委員)
- ・社協でも、このような取り組みをしたいというところが多いが、資金がなくてできないのが実態。社協でも取り組む意欲のあるところがあることは知っておいてほしい。(鎌倉委員)

→社協の本来業務のひとつは、確かに地域協議会のような役割を担うことである。地域協議会の役割を既存の組織が担うのであれば当然社協も選択肢の一つとして検討している。

- ・これだけの改革をするのであれば、仕切り直しとして、既存の社協ではなく、新しい協議会組織が必要なのではないか。(柳川委員)
- ・地域福祉計画は、地域公益活動を意識して作っているわけではない。社協の活動は地域ごとにそれぞれ異なるので、地域協議会の仕組み作りは地域ごとに任せてほしい。(三好委員)
- ・市内に一つも社会福祉法人がないところもある。法人がないところでは地域公益活動の恩恵が受けられないという不均衡が生じるので、行政範囲を超えた協議も検討して欲しい。(三好委員)

- ・ 地方自治体は法人と協力しながら事業展開している実態がある。大きな枠組みは作っていただくのが良いが、地域ごとに事業もニーズも違うので、地域ごとの自立性を勘案した協議会を作らせて欲しい。また、市町村を越えての取り組みも検討して欲しい。
(三好委員)
- 制度設計については、地方自治体の自主性を勘案して実施したい。
- ・ 誰が主体で地域協議会を作るのか。他の協議会との関連はどうするのか。(花井委員)
- 地域協議会については、さまざまな分野に横串をいれたものということを勘案し検討していきたい。
- ・ (地域福祉計画や地域福祉活動計画など) 既存の計画策定に関する協議体については、(自治体によって) 入っていない団体も多い。そのまま活用するのではなく、一度洗いなおして使うべき。(藤井委員)

【その他】

- ・ 「費用支出を伴わない地域公益活動」という表記は、お金を出さなくてよいという印象を与えるが、フローのなかで、費用支出をして、地域貢献している法人はたくさんある。ストックにおいて再投下対象財産のない法人でも、フローのなかで、費用支出を伴った事業を積極的に行うべき。(松山委員)
- ・ この(資料の) とおりで行けば、すべての再投下対象財産を再投下計画により投下するという議論にはなっていない。すべてを再投下するのかどうかについては今後議論が必要である。(藤井委員)
- 義務化する範囲内では、「費用支出を伴わないものを含む」とするが、当然積極的に費用支出をして活動を実施して欲しい。
- ・ 「直接費用の伴わない地域公益活動」という表記は、「再投下対象財産の支出を伴わない地域公益活動」とすべきではないか。(藤井委員)
- ・ 措置制度下では職員の兼務すらできない。ここのタイミングで緩和をしていただかないと社会福祉法人の公益性は発揮できないままになってしまう。(藤野委員)
- ・ 社会福祉法に地域公益活動を公的義務として位置付けることおよびその意味を明記すべき。(関川委員)
- ・ 社会福祉を目的とするものという規定をしてしまうと街おこしや祭りなどはこの枠に入らなくなってしまうのではないか。(関川委員)
- ・ 地域公益活動は、自治体がこれまでやらせてくれなかったことを今回義務化という形でできるようにするもの。ここでまた枠組みをつけてしまうと、その範囲以外はやってはいけないということになる。法改正にあたってはそうならないように留意してほしい。(藤井委員)
- ・ あらゆる福祉サービスが施設から地域へと進んでいる中で、第一種社会福祉事業は入所施設が基本となっている。そもそも社会福祉事業の中身について時代にあったものに見直すべきではないか。(藤井委員)
- 社会福祉事業の見直しについては、法人運営の議論のみでは判断できないので、今

回取り組むのは難しい。今後の課題としたい。

- ・ 今回の枠組みは中長期的にみると、収支相償的な仕組みであり、新規事業の実施ができなくなることが危惧される。新規事業については、控除対象財産に含めていいのではないか。（関川委員）

→ 前回議論にて、新規事業に係る費用については、再投下対象財産に含めるという考えを理解いただいたと考えている。

当日資料は、以下の URL にて公開されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000061833.html>

第8回福祉部会は、法人間連携や行政の関与を論点とし、11月10日（月）に開催される。

3. 介護報酬改定の具体的議論始まる ～ 社会保障審議会 介護給付費分科会 ～

10月15日（水）、第110回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、平成26年度介護事業経営実態調査結果が報告されると共に、平成27年度介護報酬改定に向けた基本的な視点が確認され、介護報酬改定に関する具体的な議論が始められた。

当日資料：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000061286.html>

○ 介護報酬改定の基本的な視点を提示

厚生労働省は同分科会において、「平成27年度介護報酬改定に向けた基本的な視点（案）」を提示した。

平成27年度介護報酬改定を「地域包括ケアシステムの構築に向けた流れの中での報酬改定」であることとしたうえで、基本的な視点として

- ① 地域包括ケアシステムの構築に向けた、在宅中重度者や認知症高齢者への対応の更なる強化
- ② 介護人材確保対策の推進
- ③ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

の3つのポイントを整理している。

同分科会では、各視点に対して委員から異論を含めて様々な意見が出たが、田中滋分科会長（慶應義塾大学 名誉教授）が、あくまで事務局としての視点の整理であり、分科会としての考え方、意見を縛るものではないことを確認した上で、了解された。

○ 平成26年度介護経営実態調査の集計結果がまとまる

平成25年度の経営実態を調査した平成26年度介護経営実態調査の結果がとりまとめられ、10月3日に開催された介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会、15日の同分科会で報告された。

今回の調査では、調査委員会では、前回調査に比べて回答率には大きな変動はないものの、調査項目の整理等により有効回答率が17.5ポイント上昇しており、調査の精度が

上がったことを評価したうえで、引き続き調査方法、内容を精査し、調査の有効性を高めていく必要性についての指摘があった。給付費分科会でも、鈴木委員（日本医師会常務理事）から、診療報酬の調査と同様に調査の客体を固定する定点調査とすべきとの意見が出されるなど、調査の実施・集計方法に対する指摘があった。

また、経営実態調査の結果について、この結果が事業の状況すべてをあらわすものではない、平均値で比べるべきではなく、集計結果の数字をそのまま改定に使うべきではない、集計結果は事業の実体の一面を示すものであり、介護報酬改定の内容を検討する一つの材料に過ぎない、より詳細に分析すべきといった意見があった。関連して、平成26年10月8日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会において、同調査結果を受けて「良好な収支差等を反映した介護報酬の基本部分の適正化」として「少なくとも▲6%程度」と報酬引き下げを提案されていることについて反論が相次いだ。

なお、介護事業経営調査委員会では、調査の視点として、個々の事業ごとの経営実態を把握する限界に対する指摘があり、事業を運営する法人ごとの経営状況について把握、分析する必要性があるとの意見が複数の委員からあがった。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）